

## 平成28年第4回（12月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第145号	平成28年度宝塚市病院事業会計補正予算（第1号）	可決 （全員一致）	11月24日
議案第150号	宝塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	可決 （全員一致）	
議案第151号	宝塚市手話言語条例の制定について	可決 （全員一致）	
議案第152号	宝塚市障害者差別解消に関する条例の制定について	可決 （全員一致）	
議案第160号	損害賠償の額の決定について	可決 （全員一致）	
請願第14号	「子ども達を守る喫煙防止・薬物乱用撲滅教育を進める」請願	採択 （賛成多数）	

### 審査の状況

① 平成28年11月18日（議案審査）

・出席委員 ◎藤岡 和枝 ○若江 まさし 伊藤 順一 井上 聖  
北野 聡子 田中 こう 富川 晃太郎 三宅 浩二

② 平成28年11月24日（議案審査）

・出席委員 ◎藤岡 和枝 ○若江 まさし 伊藤 順一 井上 聖  
北野 聡子 田中 こう 富川 晃太郎 三宅 浩二

③ 平成28年12月16日（委員会報告書協議）

・出席委員 ◎藤岡 和枝 ○若江 まさし 伊藤 順一 井上 聖  
北野 聡子 田中 こう 富川 晃太郎 三宅 浩二

（◎は委員長、○は副委員長）

**議案番号及び議案名**

議案第145号 平成28年度宝塚市病院事業会計補正予算（第1号）

**議案の概要**

平成28年度宝塚市病院事業会計予算について、下記のとおり補正するもの。  
 （収益的収入及び支出）病院事業収益の予定額を医業収益において3億6,403万5千円増額し、118億5,848万1千円にするもの。病院事業費用の予定額を医業費用において3億6,433万8千円増額し、118億5,497万8千円にするもの。  
 （資本的収入及び支出）資本的支出の予定額を投資において1億1,960万1千円減額し、27億4,829万8千円にするもの。

主な内容は、下記のとおり。

- ・ 外来収益の増額及びこれに伴う材料費の増額
- ・ 退職給付費の増額
- ・ 損害賠償金の支払い並びに保険金収入に伴う予算の増額

**論 点** なし

**<質疑の概要>**

問1 退職給付費について、退職支払金が当初予算では6,200万円余だったが、7,600万円余にふえている。職員の増員等で退職給付債務が増加したことによるものだが、退職者もふえたということか。

答1 現時点での実績と今後の退職者を見込んで増額しているもの。

問2 年度途中での退職の主な理由は。

答2 形式上は自己都合だが、理由の主なものとしては親の介護や家族の転勤、他院で働くためなどである。また、医師に関しては大学の医局人事異動によるものもある。

問3 退職給付費の補正は毎年あることなのか。これまでは退職手当組合からの直接退職金が支払われるので決算上は載らなかったのか。

答3 退職支払金については、退職手当組合から退職者に対して直接支払われるため、予算には掲載していない。予算上は、1年間で増加する退職金に備えるための退職給付費を計上する必要があり、第3条予算に計上している。

問4 退職手当組合に対して支払う負担金率が高いことが、キャッシュ・フローを厳しい状況にしている。以前、負担金率について平成30年度までに交渉していくとの説明を受けたが、予算に計上し、実際に支払う退職給付費と予算に計上されな

い退職手当組合側の金額があることは不明瞭に思えるが。

答4 平成28年度の退職手当組合への負担金の支払い額は4億3,578万6千円。もし、市立病院が退職手当組合に加入していなければ、予算上、退職給付債務増加額である2億7,300万円余を計上し、現実には7,600万円余の退職金を支払い、負担金との差額は手元資金として活用できる。

問5 今回、退職手当関係で、第3条予算の収益的支出の退職給付費に1億1,900万円余を追加し、一方で第4条予算の資本的支出に計上していた退職手当組合負担金から1億1,900万円余を減額する。損益計算上、1億1,900万円余の利益が減ることになる。今回の補正予算が与える影響は。

答5 今回の補正では、第3条予算の収益的収入に外来収益等の増収分を計上しているため、差し引きし、全体では約30万円の悪化となる。

問6 外来収益について、上半期の実績は15億3,800万円余であった。下半期は16億6,500万円余を見込むが、今回、3億4,500万円余の増額補正を行う根拠は。

答6 例年、下半期に患者がふえる傾向にある。平成27年度実績では上半期に比べ下半期に患者数が2.8%伸びており、本年度も下半期に伸びると予測している。また、診療報酬上の注射に係る収益や検査料などの1人あたりの患者単価が増加していることから、外来収益の増加を見込んでいる。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成28年第4回（12月）定例会 文教生活常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b>	
議案第150号 宝塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	
<b>議案の概要</b>	
<p>所得税法等の一部を改正する法律が、平成29年1月1日から施行されることに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>(改正の主な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>台湾の企業から支払いを受ける一定の利子等について、所得割額の算定や軽減判定に用いる総所得金額に含めるもの</li> </ul>	
<b>論 点</b>	市民への影響
<b>&lt;質疑の概要&gt;</b>	
問1	平成29年分所得に対して課税方法が変更され、平成30年度の国民健康保険税に反映されるという理解でいいのか。
答1	国民健康保険税への適用は、平成30年度課税分からということになる。
問2	市民税の課税方法も変わってくるのか。
答2	市民税も国民健康保険税と連動しているため、変わってくる。
問3	本条例の適用によって、市の国民健康保険税収入は増加するのか。
答3	台湾の企業から支払いをうける利子や配当は、現行は総合課税で国民健康保険税の課税対象になっているが、今回の法律改正によって分離課税となり、条例改正しなければ、その分が課税対象にならない。そのため、今回条例改正することにより、分離課税されているものを課税対象にする。国民健康保険税の課税には一切影響はない。
<b>自由討議</b>	なし
<b>討 論</b>	なし
<b>審査結果</b>	可決（全員一致）

**議案番号及び議案名**

議案第151号 宝塚市手話言語条例の制定について

**議案の概要**

手話は音声言語である日本語とは異なる独自の体系を持つ言語であるとの認識に基づき、本市において、手話への理解の促進及び手話の普及を図り、手話を利用しやすい環境づくりを推進することにより、全ての市民が相互に人格と個性を尊重し、心豊かに共に生きる地域社会を実現することを目的として、条例を制定しようとするもの。

**論 点** 条例制定後の具体的施策について

**<質疑の概要>**

問1 条文の「インクルーシブな地域社会の実現」という表現は、多くの人が理解できるのか。「インクルーシブ」という抽象的な言い回しは、適切ではないのではないか。今後、インクルーシブな地域社会についてのパンフレットを作成するなど、わかりやすく伝える方がいいのでは。

答1 「インクルーシブ」は包摂的という意味で、共生する地域社会の実現を目指すというもの。まだ一般的でなく、わかりにくいかもしれないが、バリアフリーやユニバーサルといった用語も、徐々に普及していった。今後、インクルーシブな地域社会の目指すところを説明しながら進めていきたい。

問2 手話を使える人の人数について、数値目標はこれから設定していくのか。

答2 手話ができる人や手話を使える店舗をふやすなど、最終的には手話を使いやすい環境を充実させることを目指す。現時点では、手話を使える人の人数についての数値目標は設定していない。今後、さまざまな意見を聞きながら施策を進めていきたい。

問3 学校教育において、手話が言語であるという理解を早急に広げていく必要がある。実際に子どもたちが手話に触れる機会についてどう考えているのか。

答3 学校教育において、現在すでに手話についての学習を行っている小・中学校が多数ある。全ての小・中学校においての手話教育については、今後、各学校の実情等を踏まえながら考えていきたい。今回の条例制定にあたり、手話が言語であるということについては、しっかりと学校に周知していく。

問4 認知症サポーター養成講座や自殺予防ゲートキーパー養成講座などのように、今後、手話講座も受講目標を掲げて取り組むのか。

答4 具体的な数値目標はもっていないが、例えば窓口部門を中心に手話を使える職員をふやしていくことなどは考えている。今後、施策に関する意見を聞く会議で

の意見を踏まえながら進めていきたい。

問5 条例制定後、今後本市の目指していく社会についての共有は必要である。学校教育の中で、子どもにもわかりやすく伝えるためのチラシ等を作成するなど、具体的な取り組みが必要ではないか。本市の考えは。

答5 手話への理解の促進、普及について、学校教育の役割は大変重要であると認識している。これまでも車いす体験や認知症の学習などを行ってきており、手話学習に取り組んでいる学校もある。条例制定後は、手話が言語であるということをもまず周知し、各校の学習内容を拡充すると同時に、手話の促進、普及に努めていきたい。ろう者だけでなく、手話を使ってコミュニケーションをとりたい市民のためにも、手話が使える環境を整えていきたいと考えている。今後、手話を使う当事者などのさまざまな意見を聞き、より効果的な方法で取り組んでいきたい。

問6 今後、どのように具体的施策について取り組んでいくのか。

答6 現在、県内では10市1町で条例が制定されている。例えば篠山市では、施策の推進に関しては、手話講座の実施、消防や病院の職員が手話を使えるようにする、市内の企業等での施策の推進など、手話による情報取得や手話が使いやすい環境づくりに関しては、広域的な施設で手話による意思疎通ができるような働きかけ、ICTを活用した遠隔手話通訳サービスの導入、手話通訳の配置や派遣による社会参加の支援などに取り組んでいる。先進自治体を参考にしながら、本市も取り組んでいきたい。具体的には、今後会議の中で意見を聞き、調査をしながら進めていきたい。

問7 職員研修について、どのように進めていくのか。

答7 今年度新人職員を対象に、当事者団体を講師として、窓口で使える簡単なものを中心に、職員向け手話研修会を新規事業として実施した。今後障害福祉課と協力し、新人以外の職員対象の研修を実施し、継続していく予定である。また、手話は使わないと忘れていくという意見も多いため、次年度以降は時間外に自主研修として実施するなどを検討している。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決（全員一致）

**議案番号及び議案名**

議案第152号 宝塚市障害者差別解消に関する条例の制定について

**議案の概要**

本市において、障害を理由とする差別の解消に関して基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、障害を理由とする差別を解消するための施策を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、障害がある人の人権を尊重し、障害の有無に関わらず、住みよい地域社会を実現することを目的として、条例を制定しようとするもの。

(条例の主な内容)

- ・ 不当な差別的取り扱いや、合理的配慮の不提供といった障害を理由とする差別の禁止
- ・ 差別解消に向けた普及啓発の取り組みの規定
- ・ 差別事案に関する申し立てに対して助言又はあっせんを行うための附属機関（宝塚市障害を理由とする差別の解消に関する調整委員会）の設置

**論 点 1 条文について**

**<質疑の概要>**

問1 今回の条例制定は、今年4月に施行された障害者差別解消法でカバーしきれない部分を補うためのものなのか。

答1 条例では、法律にはない難病である「難治性疾患」を記載し、「断続的に」日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある方も対象にしていくということが定義上ある。紛争解決の仕組みについては、第9条の「相談」において法律にはないところを採用し、法律では事業者の合理的配慮は努力義務となっているが、条例では義務に当たるという解釈としている。基本的には合理的配慮を求められた場合は、正当な理由など互いが話し合い、紛争解決を図って欲しいという思いを込めた条例である。

問2 条例では「社会的障壁の除去の必要性が認識される状況下において」合理的配慮の提供義務が生じることとしているが、表現が曖昧ではないか。

答2 法律では意思の表明があった場合に行うとしているが、条例では当人の希望は尊重するものの、意思の表明がなくても必要だと認識した場合には行うことができるよう、このような表現となっている。条例では言葉で伝えられない方や表現がうまくできない方などについても配慮し、例えば合理的配慮を求めている人がいるとわかれば、職員研修やガイドラインなどを通し、障がいの特性を理解した上で、必要に応じて対応する。

問3 第3条第2項「全ての障害者は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々との共生を妨げられないこと」は、グループホーム建設の際などにおいて、改善につながるものとの認識でよいのか。今後、知的障害者施設や高齢者施設などさまざまな施設が、必要に迫られ建設されていく中で、この基本理念がどう生かされるのか。住民に条例の意味や意義が共有されていない中で、どう役立てていくのか。

答3 グループホームの建設にあたり、法律上では必ずしも近隣の同意は必要ないところがあるが、完成後はともに暮らしていくことになるため、基本理念の啓発の強化を考えている。差別にあたる事例、例えば自治会などの事業所にあたる場所からの報告で差別が判明した場合も、基本的には地域の理解を求めていく活動が中心になると考えている。

問4 第9条で「障害者、その家族又は支援者及び事業者は」と相談者が限定されている。それ以外の市民からの相談についてはどうなのか。また、相談はその場に居合わせた人や話を聞いた人など、支援者に限られないと思うが、条例上の考え方は。

答4 原則として、障がい理由とした差別に関する相談であれば、相談者は問わず、どなたからでも受ける。例えば、病院のホームページなどにおいて障がいの受診の不可について記載されていることや、個人からの報告としてバリアフリーにしている店舗があるなどという意見も相談として話を聞いている。

問5 全市民からの相談を対象にしているにも関わらず、「障害者、その家族又は支援者及び事業者は」という表現では、限定的にみえる。誤解されるのでは。

答5 相談はあっせんの申立てにつながっていく最初の位置づけと考えているため、このような表現としている。平成28年4月に相談窓口が開設されており、実態としてあらゆる相談を受けている。

問6 第9条第3項に「委託することができる」とあるが、障がい者の権利擁護のため、必要な援助を行う事業所への委託が前提であるのか。

答6 「委託することができる」という表現にしているが、実態として、市職員に関する相談は市役所に相談しにくいというような事案などがあり、相談窓口は出先機関など、さまざまな所に置いて欲しいという意見もある。宝塚市障がい者差別解消について考える会でも議論した結果、現在の委託相談支援事業所も窓口として開設してほしいという意見もあり、現状では委託相談支援事業所も一緒に相談を受けている。

問7 法律上では障がい者の「がい」を漢字表記で「害」にし、それ以外はひらがな

でという決まりがあるが、本条例においては漢字表記にしており、漢字で示していくことになる。今後新たに条例上と日常業務での使い分けについて、どう示していくのか。

答7 法律を引用しているため法律名が出てくることが多く、漢字表記がふえ、一つの条例の中に漢字とひらがなが混在するのはわかりにくいという意見や、前例で漢字を使っているということもあり、議論の結果、条例では統一し全て漢字表記とした。社会福祉審議会や宝塚市障がい者差別解消について考える会においても、ひらがな表記でという意見は特になかった。

問8 難しい言葉はできるだけわかりやすい言葉にすることから考えると、特に当事者にかかわりのある部分については、条例の中でルビが必要ではないか。

答8 他の自治体の条例制定後のホームページ等には、本来の条文だけでなく、ルビ付きの条文、わかりやすい版、さらには手話動画、視覚障がい者が音声で読み上げやすいようテキスト版をつけるなど、本体に附属してさまざまな形式が多くみられる。本市もルビ付きの作成は考えており、それ以外の方法についても検討していきたい。

問9 相談、助言あっせん手続きにおいて、あっせんするかしないかの判断は難しい。一審制のようなものでなく、当事者に不利な決定が出た場合、再度、権利擁護支援センター等に話を戻すなどの配慮はないのか。

答9 紛争解決の仕組みについて、できるだけ相談の中で事実上の調整を行っており、その調整がうまくいかない場合に、助言又はあっせんの申立てという流れとなり、他自治体でも同じような流れとなっている。今後、実際に運用していく中で、必要があれば事例を積み重ねて検証し、3年後に見直していきたい。

## 論 点 2 条例制定後の具体的施策について

### <質疑の概要>

問1 障壁を取り除くことに関して、施設の改善などは予算や状況が整えば可能であるが、人の心の中にある障がいへの偏見を取り除くことは難しく、長い期間がかかると考える。条例制定後の市民への啓発や具体的事象が起きたときの対応などに関して、心情的な部分についての取り組みに対する考えは。

答1 例えば人権研修は1回実施したから終わりではなく、毎年繰り返し実施しているが、気が付けなかったこともある。職員研修に関しては限りがあるが、啓発については検討していく必要があると考えている。

問2 学校園での障がいのある子どもの受け入れに関して、どのような状況の中で就学するかは重要である。当事者や保護者のそれぞれの意見を聞き、対応するだけ

<p>の施設や人的な配慮は十分にできているのか。</p> <p>答2 教育支援専門委員会で、医師等専門家、保護者、教師の意見を聞いて総合的に考慮し、特別支援学級や特別支援学校について判断している。施設整備等も、子どもの状況に合わせ、改修等も必要があれば対応している。</p>	
<p><b>自由討議</b></p> <p>委員A 障がいの「がい」の漢字やひらがな表記に関して、当事者にもいろいろな考えを持つ方がいる。さまざまな場面において、当事者の意見も聞きながら使い方を考えていかなければならない。</p>	
討 論	なし
審 査 結 果	可決 (全員一致)

議案番号及び議案名

議案第160号 損害賠償の額の決定について

議案の概要

市立病院において、相手方に対して行った手術について、術後に相手方に障害が残存したもので、この医療行為による相手方に対する損害賠償の額を1,860万円と決定しようとするもの。

※ 事故の概要……平成27年2月6日に腰椎椎間板ヘルニア摘出手術を行ったところ、手術後に相手方の左総腸骨動脈から出血し、血腫により腰神経叢が長時間圧迫され、相手方に障害が残存したものの。

論 点 再発防止策について

<質疑の概要>

問1 手術のリスクは高いものだったのか。また、今回のような動脈損傷は何%の確率で起こるのか。

答1 ヘルニア手術中の動脈損傷は起こりうる合併症の1つと言われている。椎間板から先は見えない状況での手術であり、椎間板のまわりには動脈や神経が走っているため、危険を伴う手術であった。動脈損傷の確率は1万件に10件前後という論文もある。

問2 手術前には、患者に手術の危険性について詳しく説明を行っていたか。また、動脈損傷が起きた場合、どうなるのかという説明をしていたのか。

答2 手術前の説明の中で動脈損傷の危険性も極めてまれに起こる可能性があるとの説明はしていた。しかし、動脈損傷が実際に起こった場合、どうなるかというところまでは説明していない。

問3 医療ミスではないとのことだがあったが、損害賠償の取り扱いは。

答3 手術を担当した医師は、ヘルニア手術において300例を超える実績がある。不適切な手術操作をした認識はなく、具体的に特定できる明らかな医療ミスはなかったと考えている。しかし、結果的に患者は術後に動脈損傷を起こし、後遺障害が残った。今回の損害賠償については、過失による医療事故と同様の対応をしていく。

問4 術後の回診と深夜に処置を行った医師は、同じ執刀医だったのか。

答4 術後の回診は執刀医が行ったが、特に異常は認められなかった。深夜に処置を行ったのは当直の医師だった。当時7名の医師が当直しており、7名で検査及び処置を行った。

問5 市立病院は救急救命に力を入れてきたのに、今回、患者が急変した際に処置を仕切れず、他院に搬送した。なぜ院内で対応できなかったのか。

答5 本来、救急救命は初期対応であり、出血性ショックに対する初期の処置はできていたと考えている。しかし、患者は動脈損傷と診断され、出血性ショックで適切に対処しないと命にかかわる状態であった。万全の体制で適切な処置を行うべきとして、複数の心臓血管外科医がいる兵庫医科大学病院への搬送を判断したものの。

問6 患者は後遺障害等級表第12級とのことだが、どの程度の障害になるのか。

答6 局部に頑固な神経症状を残すものに該当し、患者の左下肢に障害が残った。また、後遺障害の診断書に基づくと、障害手帳の4級の4に該当すると思われる。

問7 今後障害が重くなる可能性はないのか。

答7 医師の診断書に基づき、後遺障害を認定している。患者は若く、快復する可能性もあるが、今後のフォローは大切であると考えている。患者は他院でリハビリ治療を受けておられた。患者の意向もあり、今後治療について市立病院でフォローしていくことは難しい。

問8 治療だけではなく、今後、相談体制や精神面のフォロー等も大切では。

答8 相手方の弁護士を通じて損害賠償の支払いや今後のことを話し合っていきたい。必要に応じ、相談窓口として対応していきたい。

問9 今回の件は医療ミスではないとのことだが、インシデントにあたるのか。また、インシデントに該当する場合、そのレベルは。

答9 インシデントとして、整形外科から医療事故安全室に報告が上がり、対応について検討している。また、院内で対応できず、3次救急病院へ搬送していることから、高いレベルでのインシデントと考えている。

問10 発生から1年以上経過しているが、再発防止策は。

答10 今回の件は、完全に防げる防止策はないが、ヘルニアのそのもの全部をとる手術法ではなく、ヘルニアの出っ張った部分だけをとる手術法にすればリスクが軽減されるため、この手術法をとることが再発防止策の一つになると考えている。

問11 損害賠償額1,860万円の中で、逸失利益が1,107万円余と大きなウエイトを占めている。逸失利益の算定で労働能力損失率14%とし、ライプニッツ係数が使われているが、一般的な算出方法なのか。また、この損害賠償額や算出方法については事前に患者側も了承しているのか。

答11 労働能力損失の算出において就労可能年数を44年間でみているが、損害賠償

金は現時点で支払うことになるため、今後の金利分を調整する必要がある。損害賠償額の算定において、金利分を調整するために用いる一般的な係数がライブニッツ係数である。なお、弁護士間で示談が進められており、弁護士は損害賠償事案の取り扱いにも詳しい。損害賠償額については患者側の了解を得ている。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決（全員一致）

**議案番号及び議案名**

請願第14号 「子ども達を守る喫煙防止・薬物乱用撲滅教育を進める」請願

**請願の概要**

**<請願の趣旨>**

内閣府薬物乱用対策推進会議による第4次薬物乱用撲滅新5か年戦略では「学校における薬物乱用防止教育の充実と強化を図り薬物乱用防止教育はすべての中学校・高等学校において年1回は開催すると共に、実情に応じ小学校においても開催に努めること」を通達している。

本年2月野球少年の憧れでもあったプロ野球選手の薬物使用の逮捕は大きな社会問題として取り上げられた。最近では、元女優が大麻取締法違反で逮捕され、身近に迫る薬物乱用防止は喫緊の課題である。また喫煙は薬物乱用のゲートウエイドラッグ（薬物乱用の入り口）と言われやがて薬物乱用へとエスカレートしている。このような状況のなか「子ども達を守る薬物乱用防止教育・喫煙防止教育を進める」ことは最重要課題であると考えます。

**<請願の項目>**

- 1 内閣府の第4次薬物乱用撲滅新5か年戦略を遵守し、全宝塚市立中学校において年一回は薬物乱用防止教育を開催すると共に実情に応じ小学校においても開催に努めること。
- 2 平成7年文部省・厚生省による「未成年者の喫煙を防止するための教育を学校・地域・家庭において積極的に推進すべきこと（通知）」を遵守し、宝塚市立全小・中学校において喫煙防止教育を行うこと。

**<質疑の概要>**

問1 宝塚市においては健康推進課と連携しながら本年度は3校で喫煙防止・薬物乱用防止教育の出前教室を実施したとのことだが、市として出前教室の成果をどう考えているのか。

答1 出前教室は昨年度も中学校4校、小学校7校で実施した。また、出前教室に関わらず、すべての小・中学校では、保健の授業の中で養護教諭と連携して喫煙や薬物乱用の防止教育に取り組んでいる。小・中学生の問題行動のうち喫煙に関する指導は中学校47件、小学校3件となっており、ここ数年で減少している。また、中学校では生徒会が文化発表会を通じて喫煙や薬物の怖さについてプレゼンテーションをしたり、展示発表を行うなど、生徒の主体的な活動につながっている。

問2 このような出前教室の講演料については、どうしているのか。

答2 健康推進課が所管する事業の中で、講師謝礼として1回あたり1万3千円を支払っている。

問3 紹介議員としては出前教室の成果をどう受けとめているか。

答3 出前教室は、映像を用いて喫煙防止や薬物乱用防止に特化した内容で行われている。子どもたちの感想から強いインパクトを与えていることが読み取れた。また、子どもたちが喫煙や薬物について考えるよい機会になっていると感じた。

問4 全校で出前教室を実施しないのは、なぜか。

答4 外部講師による出前教室については、各学校が実態や課題に応じて、実施するかどうかを判断している。なお、出前教室を実施していなくても、養護教諭や薬剤師の協力を得て喫煙防止教育を行うなど、すべての学校で喫煙防止教育を行っている。

問5 平成7年に文部省・厚生省から「未成年者の喫煙を防止するための教育を学校・地域・家庭において積極的に推進すべきこと」と通知を受けてから、20年が経過している。学校や市の取り組みは継続しているのか。

答5 小・中学校ともに保健の授業で継続して学習している。課題に応じ、特に県警のサポートセンターや学校の薬剤師に講師を依頼して喫煙防止や薬物乱用防止の教室を実施している。市として、通知の最低限の内容については学習指導要領に基づいて指導している。

問6 紹介議員として、平成7年に文部省・厚生省から通知を受けた市の学習内容について、どう受けとめているのか。

答6 市は最低限の教育内容は指導しているが、今の時代にあった喫煙防止教育になっているのか疑問。未だに子どもたちの喫煙者がゼロになっていない。本当に子どもたちの心に届くような教育が十分にできているとは思っていない。

問7 現状での学校の喫煙防止教育でいいのか、請願の趣旨からは、現状では十分でないと考えているようだが。

答7 紹介議員としては、学校の保健の授業の一環ではなく、外部講師を招くなど、通常の教科以外のところで特に力を入れて欲しいと考えている。未成年者の間に心に残る教育を受けることが重要と思っている。

問8 日本では薬物へ手を染めてしまった人や薬物依存症の人、その家族に対しての支援が充実していない。紹介議員としてどう考えているか。

答8 日本では支援策がない。アメリカでは薬物が生活に入り込んできていることもあり、薬物に手を染めた子どもたちが立ち直るための更生施設が充実している。今後は日本でも未成年者が薬物依存から更生するための施設や医療機関の充実が

必要だと感じている。

問 9 未成年者に対するたばこ企業等の動きは。

答 9 現在、国は、内閣府の第四次薬物乱用撲滅新五か年戦略を掲げ、国をあげて薬物乱用防止教育に取り組んでいる。たばこ企業の主な動きとしては、ホームページで未成年者に対する特別な項を設け、法律で禁止されていることを掲載したり、喫煙防止のための啓発サイトを作ったりしている。企業として未成年者の喫煙防止のための教育や啓発活動も行っている。また、たばこ業界として、成人と未成年者を明確に区別し、販売戦略と啓発活動・禁止活動・防止活動を分けて事業を行っている。

問 10 請願項目に、「内閣府の第 4 次薬物乱用撲滅新 5 か年戦略を遵守し」とあるが、学校ではどう認識していたか。また、今後どう取り組んでいくか。

答 10 同戦略についての通達を受け、薬物乱用防止についての教育を授業の中で実施してきた。しかし、専門分野の外部講師を招かなければならないとの認識はなかった。今後は同戦略を遵守し、薬物乱用防止教育を進めていきたい。

問 11 学校はさまざまな課題を抱え、現場の教職員は時間的な余裕がない。この請願では、そういった状況下で喫煙及び薬物乱用の防止教育について、現状での取り組みをそれでよしとせず、さらなる取り組みを求めるといふものなのか。

答 11 紹介議員としては、子どもたちを取り巻く社会の課題はふえている。現状の教育で十分とは思っていないが、全くできていないとも思っていない。努力している学校もあり、評価している。工夫をして取り組んでほしい。

市としても、喫煙や薬物が成長期に及ぼす害は大きく十分認識している。防止教育について強化を図っていきたい。

問 12 この請願は、喫煙者そのものを否定するものなのか。

答 12 成人の喫煙を否定するものではない。受動喫煙の防止には力を入れたいが、喫煙環境も整えなければならないと考えている。排除ではなく、すみ分けをすべきものと考えている。

問 13 法律上、たばこは薬物の位置づけになっていないが、請願趣旨に「喫煙は薬物乱用のゲートウェイドラッグと言われ」とある。こういったところを指しているのか。

答 13 一般には、いずれも熱を加えて煙を吸う、あぶりという行為が類似しているため、薬物乱用への入口になっていると言われている。この請願では、子どもが喫煙や法律の禁止事項に手を出す時の状況は、喫煙からエスカレートするものと

理解している。成人が喫煙する場合と子どもが喫煙に手を出す場合とは分けて考えてほしい。

#### 自由討議

委員A 厚生労働省は法に基づき、教育機関へ講師派遣を行うなど、未成年者の薬物乱用防止に向けて取り組んでいる。未成年者の喫煙については、未成年者健全育成の観点から法律で禁止されている。一方、たばこ税は国と地方の財政を支える貴重な収入源となっている。請願者の思いは理解するが、喫煙が直接薬物乱用につながるという明確な因果関係はない。

#### 討 論

##### (反対討論)

討論1 たばこ税は国と地方の財政を支える貴重な財源である。喫煙が直接薬物乱用につながるという明確な因果関係はない。喫煙防止運動への安易な賛同はできない。

##### (賛成討論)

討論2 たばこ税の仕組み上、たばこを吸えば税収に反映されるが、未成年者の喫煙とたばこ税は関係ない。一方でたばこを吸うという行為が薬物の吸引に発展していく恐れがあると指摘されており、たばこは薬物乱用のゲートウェイドラッグとの見解もある。この請願は、子どもの喫煙や薬物乱用を防ぎ、教育現場にさらなる取り組みを願うものであるため、賛成する。

討論3 たばこ税は貴重な財源との意見もあるが、それは成人の喫煙の問題である。現実には、たばこに手を出してしまう子どもたちがいる。問題行動への発展や禁止薬物に手を染めることにもつながりかねない。この請願は、違法である未成年者の喫煙を防止するためのもの。今後、今以上に危険性を伝えていく教育が必要と考えるため、請願に賛成する。

**審査結果** 採択 (賛成多数 賛成6人 反対1人)

